

老人扶養控除及び特定扶養控除について

- (1) 老人扶養控除：70歳以上の方の扶養に係る控除
- (2) 特定扶養控除：16歳以上23歳未満の方の扶養に係る控除

※注：老人扶養控除、特定扶養控除とも扶養親族対象者の年間の
合計所得金額は38万円以下の方が対象になります。

【老人扶養控除】

○老人扶養控除を適用している例

・名義人（子）40歳 ・同居者（母）70歳

→同居者（母）に対して老人扶養控除を適用

○老人扶養控除を適用していなかった例

・名義人（母）70歳 ・同居者（子）40歳

→名義人（母）に対して老人扶養控除を適用していなかった。適用するのが正しい。

【特定扶養控除】

○特定扶養控除を適用している例

・名義人（母）40歳 ・同居者（子）20歳

→同居者（子）に対して特定扶養控除を適用

○特定扶養控除を適用していなかった例

・名義人（子）20歳 ・同居者（母）40歳

→名義人（子）に対して特定扶養控除を適用していなかった。適用するのが正しい。